

広島県公営企業管理規程 一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

「第五節 広島水道事務所（第三十条―第三十五条）」

目次中

第五節の二 広島西部水道事務所（第三十五条の二―第三十五条の五）」

を「第

五節 広島水道事務所（第三十条―第三十五条）」に改める。

第三十条第一項中「供給水道」の下に「及び広島西部地域水道用水供給水道（広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）第十四条第二項に規定する業務を除く。）」を加える。

第三章第五節の二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（広島県公営企業公印規程の一部改正）

2 広島県公営企業公印規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表の4中 「広島県広島西部水道事

」

広島県広島西部

を削る。

別表の4中 事務所長

水道事務所

」

別表の5中

「広島県広島西部水道事

」

広島県広島西部

を削る。

（企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正）

3 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「、広島県広島西部水道事務所」を削る。

第五条の表広島県広島西部水道事務所の項を削る。

第五条の二の表広島県広島西部水道事務所の項を削る。

（広島県公営企業財務規程の一部改正）

4 広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一広島県広島西部水道事務所の項を削る。

別表第一の二広島県広島西部水道事務所の各課の項を削る。

（広島県公営企業事務委任規程の一部改正）

5 広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の

一部を次のように改正する。

第六条本文中「、広島県広島西部水道事務所長」を削り、同条ただし書を削る。

(企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程の一部改正)

6 企業局建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程(平成十三年広島県公営

企業管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表建設工事入札契約情報広島西部水道事務所閲覧所の項を削る。